

～桑名市建築開発関係手数料条例 別表第1関係【建築許可等申請手数料】～

建築基準法条項	申請内容	手数料
第7条の6第1項第1号又は第2号	検査済証の交付前の仮使用認定	120,000円
第42条第1項第5号	道路の位置の指定	50,000円
第43条第2項第1号	敷地と道路との関係の建築認定	27,000円
第43条第2項第2号	敷地と道路との関係の建築許可	33,000円
第44条第1項第2号	公衆便所等の道路内の建築許可	33,000円
第44条第1項第3号	道路内の建築認定	27,000円
第44条第1項第4号	公共用歩廊等の道路内の建築許可	160,000円
第47条ただし書	壁面線外の建築許可	160,000円
第48条各項ただし書	用途地域の建築等許可	180,000円
第48条第16項第1号	特例許可を受けた建築物等に係る用途地域における増築等の許可	120,000円
第48条第16項第2号	日常生活に必要な建築物等に係る用途地域における建築等の許可	140,000円
第51条ただし書	特殊建築物等の敷地の位置の許可	160,000円
第52条第6項第3号	建築物の延べ面積の特例認定	27,000円
第52条第10項、第11項、第14項	建築物の延べ面積の特例許可	160,000円
第53条第4項、第5項、第6項第3号	建ぺい率の制限の特例に係る許可、建ぺい率の制限の適用除外に係る許可	33,000円
第53条の2第1項第3号、第4号	建築物の敷地面積の許可	160,000円
第55条第2項	建築物の高さの特例認定	27,000円
第55条第3項、第4項各号	建築物の高さの特例許可	160,000円
第56条の2第1項ただし書	日影による建築物の高さの特例許可	160,000円
第57条第1項	高架工作物内建築物の高さ制限適用除外認定	27,000円
第58条第2項	高度地区の建築物の高さの特例許可	160,000円
第59条第1項第3号、第4項	高度利用地区の容積率・建ぺい率・建築面積・壁面の位置・高さの特例許可	160,000円
第59条の2第1項	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可	160,000円
第60条の2の2第1項第2号 第2項ただし書、第3項ただし書	居住環境向上用途誘導地区における建築物の建ぺい率・壁面の位置・高さの特例許可	160,000円
第60条の3第1項第3号第2項ただし書	特定用途誘導地区内の建築物の容積率・建築面積・高さの特例許可	160,000円
第67条第3項第2号 第5項第2号、第9項第2号	特定防災街区整備地区内の建築物の敷地面積・壁面の位置・防災都市計画施設に係る間口率及び高さ制限の適用除外の許可	160,000円
第68条の3第1項、第2項、第3項	再開発等促進区等の建築物の容積率、建ぺい率又は高さ制限の適用除外に係る認定	27,000円
第68条の3第4項	再開発等促進区等の建築物の各部分の高さ制限の適用除外に係る許可	160,000円
第68条の3第7項	開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外に係る認定	27,000円
第68条の4	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものと区分し定める地区計画等の区域の容積率制限の適用除外に係る認定	27,000円
第68条の5の2第1項	特定建築物地区整備計画等の区域内の建築物の容積率の特例に係る認定	27,000円
第68条の5の3第2項	高度利用と都市機能の更新を図る地区計画等の区域の建築物の高さの許可	160,000円
第68条の5の5第1項	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域の建築物の容積率又は各部分の高さ制限の適用除外に係る認定	27,000円
第68条の5の6	地区計画等の区域の建築物の建ぺい率の認定	27,000円
第68条の7第5項	予定道路に係る建築物の延べ面積の許可	160,000円
第85条第6項	仮設建築物の建築許可	120,000円
第85条第7項	仮設興行場等の建築許可	160,000円
第86条第1項	一団地内に建築等をする1又は2以上の建築物の認定	(建築物の数が1又は2の場合) 78,000円 (建築物の数が3以上の場合) 78,000円 + 2 を超える建築物の数 × 28,000円
法第86条第2項	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の認定	(建築等をする建築物の数が1の場合) 78,000円 (建築等をする建築物の数が2以上の場合) 78,000円 + 1 を超える建築物の数 × 28,000円
法第86条第3項	広い空地を有する一団地内に建築等をする1又は2以上の建築物の許可	(建築物の数が1又は2の場合) 220,000円 (建築物の数が3以上の場合) 220,000円 + 2 を超える建築物の数 × 28,000円
法第86条第4項	広い空地を有する一団地の土地に既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の許可	(建築等をする建築物の数が1の場合) 220,000円 (建築等をする建築物の数が2以上の場合) 220,000円 + 1 を超える建築物の数 × 28,000円
法第86条の2第1項	一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物の増築等認定	(一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をする建築物の数が1の場合) 78,000円 (一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をする建築物の数が2以上の場合) 78,000円 + 1 を超える建築物の数 × 28,000円
法第86条の2第2項、第3項	一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等許可	(一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等をする建築物の数が1の場合) 220,000円 (一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等をする建築物の数が2以上の場合) 220,000円 + 1 を超える建築物の数 × 28,000円
法第86条の5第1項	1の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	(1件につき) 6,400円 + 現に存する建築物の数 × 12,000円
法第86条の6第2項	一団地の住宅施設に関する都市計画による容積率等の制限の適用除外に係る認定	27,000円
法第86条の8第1項、第3項	既存の1の建築物を段階的に改修する場合の制限緩和に係る認定及び変更認定	27,000円
法第87条の2第1項	既存の1の建築物を段階的に用途変更の工事を行う場合の制限緩和に係る認定	27,000円
法第87条の3第6項	用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限緩和に係る許可	120,000円
法第87条の3第7項	用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限緩和に係る許可	160,000円
令第137条の12第6項	建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定	27,000円
令第137条の12第7項	建築物の形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定	27,000円
令第137条の16第2号	建築物の移転に係る認定	27,000円